

# ○行政手続に係る審査基準等の作成及び公表等に関する要領の制定について

(平成23年1月13日例規第2号)

[沿革] 平成26年2月24日例規第5号、29年3月第6号改正

このたび、別記のとおり「行政手続に係る審査基準等の作成及び公表に関する要領」を制定し、平成23年1月13日から実施することとしたので、適切な運用に努められたい。

なお、行政手続法等の施行について（平成6年10月例規第36号）は廃止する。

## 別記

### 行政手続に係る審査基準等の作成及び公表に関する要領

#### 1 趣旨

この要領は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）及び奈良県行政手続条例（平成8年奈良県条例第26号。以下「県条例」という。）の規定に基づき、行政庁が定め、公表することとされている審査基準、標準処理期間及び処分基準（以下「審査基準等」という。）の作成及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 2 定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 行政庁 公安委員会、警察本部長、交通部高速道路交通警察隊長及び警察署長をいう。
- (2) 審査基準 申請により求められた行政庁の許可、認可、免許その他の当該申請に係る者に対し、何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準であって、法第5条第1項又は県条例第5条第1項の規定により定めるものをいう。
- (3) 標準処理期間 申請が行政庁の事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間であって、法第6条又は県条例第6条の規定により定めるものをいう。
- (4) 処分基準 不利益処分（行政庁が法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下同じ。）をするかどうか、又はどのような不利益処分とするかについて、その法令の定めに従って判断するために必要とされる基準であって、法第12条第1項又は県条例第12条第1項の規定により定めるものをいう。
- (5) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、県規則及び公安委員会規則をいう。

#### 3 審査基準等の作成等

### (1) 審査基準等の作成

許認可等又は不利益処分に係る事務を主管する警察本部の所属長（以下「本部主管課長」という。）は、主管する事務に関して審査基準等を定めようとするときは、次に掲げる審査基準等の区分に応じ、それぞれに定める様式により、審査基準等の案を作成し、当該許認可等又は不利益処分に係る権限を有する行政庁の決裁（行政庁が公安委員会以外の場合は、警察本部長の決裁とする。以下「行政庁の決裁」という。）を受けるものとする。

ア 審査基準及び標準処理期間 別記様式第1

イ 処分基準 別記様式第2

### (2) 審査基準等を定めない場合及び公表しない場合の措置

本部主管課長は、主管する許認可等又は不利益処分に係る事務に関して審査基準等を定めない（処分基準は定めるが公表しないものを含む。以下同じ。）場合は、別表のいずれの理由に該当するかを明らかにした上で行政庁の決裁を受けるものとする。

### (3) 準用

(1)及び(2)の規定は、審査基準等を改廃する場合について準用する。この場合において、本部主管課長は、改廃の理由及びその内容を明らかにしておくものとする。

### (4) 警務課長への送付等

本部主管課長は、(1)から(3)までの規定により行政庁の決裁を受けたときは、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）に審査基準等を送付するものとする。ただし、審査基準等を廃止し、又は審査基準等を定めない旨の行政庁の決裁を受けたときは、当該審査基準等の送付に代えてその理由等を記載した文書を送付するものとする。

## 4 一覧表の作成

警務課長は、3の(4)の規定により審査基準等その他の文書の送付を受けたときは、その内容を反映した許認可等一覧表又は不利益処分一覧表（以下「一覧表」という。）を作成し、これを当該審査基準等とともに5の(1)のアに規定する所属（警務部警務課を除く。）の長（以下「備付所属長」という。）に送付するものとする。

## 5 審査基準等の公表

### (1) 審査基準等の備付所属等

ア 警務部警務課、警務部県民サービス課及び交通部高速道路交通警察隊並びに警察署の警務課に一覧表及び審査基準等を編てつしたファイル（以下「ファイル」という。）を備え付け、県民等の閲覧の用に供するものとする。

イ アに定めるもののほか、本部主管課長は、3の(1)（3の(3)において準用する場

合を含む。) の規定により行政庁の決裁を受けた審査基準等を県民等の閲覧の用に供することができるものとする。

### (2) 公表要領

ア 審査基準等の閲覧の申出があった場合は、これを閲覧させること。また、審査基準等の内容について筆写の申出があった場合は、これを筆写させること。

イ 審査基準等の写しについて交付の申出があった場合は、奈良県警察情報公開事務取扱要綱の制定について(平成14年3月例規第15号)に定めるところにより措置すること。

ウ 電話により審査基準等に関する問い合わせがあった場合は、可能な範囲で回答すること。

エ 審査基準等を定めない処分に関する問い合わせがあった場合は、一覧表に基づき、審査基準等を定めない理由を説明すること。

オ 審査基準等の内容に関する問い合わせがあった場合は、当該審査基準等に記載された「問い合わせ先」を教示すること。また、必要に応じて「問い合わせ先」の担当者に引き継ぐとともに、その旨を申出者に説明すること。

### (3) 公表上の留意事項

ア 審査基準等の改廃が行われた場合は、ファイルの加除整理を行い、常に最新の状態にしておくこと。

イ ファイルは、担当者を指定して保管管理させ、閲覧等の申出があった場合に適切に対応できるようにしておくこと。

ウ 審査基準等の閲覧は、原則として、奈良県の休日を定める条例(平成元年3月奈良県条例第32号)第1条第1項に定める県の休日以外の午前9時から午後5時までとし、夜間、休日等に申出を受けたときは、その旨を教示すること。

エ 審査基準等の閲覧は、警察施設内の適当な場所で行わせること。

オ 公表に関して疑義等が生じた場合は、備付所属長、警務課長及び審査基準等に係る本部主管課長が相互に連携し適切な対応に努めること。

## 6 経過措置

この例規通達の実施の際現に公表されている審査基準等は、この要領により公表された審査基準等とみなす。

## 別表

### 1 審査基準

- (1) 判断基準が法令の定めに尽くされている処分であるため。
- (2) 許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるものであるため。
- (3) 県に1を限り指定（認可）される法人に関する処分であって個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものである上、当面行われる予定のないものであるため。
- (4) 処分の先例がなく又はまれであり、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難であるため。

### 2 標準処理期間

- (1) 標準処理期間が法令の定めに尽くされている処分であるため。
- (2) 許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるものであるため。
- (3) 県に1を限り指定（認可）される法人に関する処分であって個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものである上、当面行われる予定のないものであるため。
- (4) 申請の先例がなく又はまれであり、標準処理期間を法令の定め以上に具体化することが困難であるため。

### 3 処分基準

- (1) 判断基準が法令の定めに尽くされている処分であるため。
- (2) 処分の性質上、個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるものであるため。
- (3) 県に1を限り指定（認可）される法人に関する処分であって個別具体的な判断をせざるを得ないものである上、当面行われる予定のないものであるため。
- (4) 処分の先例がなく又はまれであり、処分基準を法令の定め以上に具体化することが困難であるため。
- (5) 処分基準を定めるが、脱法的行為を助長するおそれがあり、公表しないこととする必要があるため。

別記様式第1

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名 :
根 拠 条 項 :
処 分 の 概 要 :
原 権 者 (委任先) :
法 令 の 定 め :
審 査 基 準 :
標 準 处 理 期 間 :
申 請 先 :
問 い 合 わ せ 先 : (電話 )
備 考 :

別記様式第2

処 分 基 準

年 月 日作成

法 令 名 :
根 抱 条 項 :
処 分 の 概 要 :
原 権 者 (委 任 先) :
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 :
標 準 処 理 期 間 :
申 請 先 :
問 い 合 わ せ 先 : (電話 )
備 考 :